

栃木県地域福祉振興基金事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 栃木県地域福祉振興基金設置運営要綱第6条第1項第1号に定める補助事業に係る栃木県地域福祉振興基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象である事務又は事業の内容、その補助期間及び補助限度額、交付の相手方は別表1から別表6に定めるところとし、補助率は対象経費の10分の10とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（別記様式第1）に別表7に定める書類を添えて栃木県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）に提出しなければならない。

(補助の条件)

第4条 この補助金は、第2条に規定する対象事業以外に使用してはならない。

- 2 補助金を目的以外に使用した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。
- 3 補助事業の内容を変更又は中止する場合には、県社協会長の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第5条 第4条第3項の規定に基づく県社協会長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して県社協会長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 県社協会長は補助金の交付の申請のあったときは、当該申請に係る書類の審査をし、補助金の交付をすべきものと認めるときはすみやかに補助金の交付の決定をし、その内容を交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 第6条の規定に基づく通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとする場合は、交付請求書（別記様式第3）を県社協会長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、この補助事業の終了後速やかに実績報告書（別記様式第4）に別表7に定める書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 県社協会長は、この補助事業の完了または廃止に係る補助事業の実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実績が補助の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し実績の報告をした者に通知するものとする。

附 則

この要領は昭和62年4月1日から実施する

この要領の一部改正は昭和63年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成9年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成15年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成17年12月7日から実施する

この要領の一部改正は平成22年9月28日から実施する

この要領の一部改正は平成24年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成25年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成25年8月6日から実施する

別表7

区分	事業名	交付申請書提出添付書類	実績報告書添付提出書類
災害支援活動助成事業	災害支援活動助成事業	栃木県地域福祉振興基金事業計画書(別紙1-②) 栃木県地域福祉振興基金事業収支予算書(別紙2) 団体事業計画ならびに予算書 団体会則又は定款 各1部	栃木県地域福祉振興基金実績報告書(別紙4-②) 栃木県地域福祉振興基金収支決算書(別紙5) 各1部

